

# はじめに

ここでは、長崎市図書館建設基本計画を策定するにあたり、前提となる「計画策定のねらい」と、「施設の位置付け」として、関係法及び本市の上位計画との関係について明らかにするとともに、本計画書の構成を示す。

## 1 図書館建設基本計画策定のねらい

長崎市の図書館建設にあたっては、これまで市民の検討委員会から、平成5年と平成13年の2度にわたり、理想とする図書館についての報告がなされた。

この間において、図書館の建設場所をめぐり検討がなされ、中心市街地区域の長崎市立新興善小学校跡地を候補地とする案がまとまった。

本計画書はこれまでの検討委員会からの報告を基調に再構成し、具体的な図書館建設の基本設計、実施設計につなげていくことをねらいとしてまとめている。

## 2 施設の位置付け

### (1) 法的位置付け

- ・ 教育基本法 第7条第2項（社会教育）

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

- ・ 社会教育法 第3条（国及び地方公共団体の任務）

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

・ 図書館法 第2条第1項(定義)

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

・ 図書館法 第18条(公立図書館の基準)

文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

・ 図書館法第18条に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」  
(文部科学省告示)一総則(二)設置

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるとともに、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

## (2) 本市の上位計画との位置付け

### 長崎市第三次総合基本計画

長崎市の行政について、総合的かつ計画的な運営を行うための指針となる長崎市第三次総合基本計画(以下「総合計画」という。)のなかで、図書館建設は、基本構想における

- ・ 将来の都市像 活力と潤いにあふれ、歴史がいきづく交流拠点都市・長崎
- ・ 政策目標 人間性を育む個性豊かな国際平和文化都市のもと、前期基本計画における
- ・ 施策の大項目 生涯学習社会の形成 に向けて、
- ・ 主要事業 社会教育施設の充実 位置付けている。

さらに、ここでは、市民の多様なニーズに対応できる21世紀にふさわしい図書館を建設することとしている。

### 長崎市生涯学習基本計画

総合計画に基づく、生涯学習社会の形成に向けて、これまでの施策を新たな視点で見直し、市民の多様な学習ニーズや現代的課題を含めて策定した、長崎市生涯学習基本計画のなかで、図書館建設は、

- ・ 目指す生涯学習社会のキャッチフレーズ

いきいき、たのしく、すこやかに生きる生涯学習社会の創造とし、

- ・ 3つの視点

いきいき学ぶ、ひとづくり

たのしくふれあう、仲間づくり

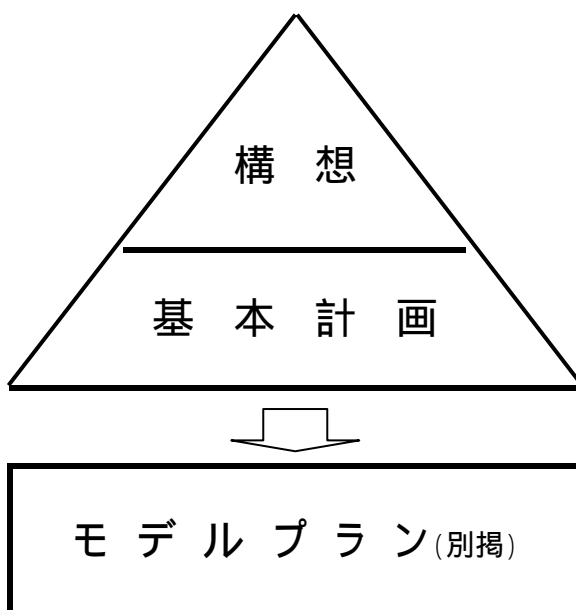
すこやかに、未来を開く、まちづくり から、

- ・ 具現化のための10の施策のうち、

施設の充実とネットワーク化 に向け、

多様な学習活動の機能を支える施設のひとつとして、整備・充実を図ることとして、位置付けている。

### 3 本計画書の構成



図書館を建設するにあたり、社会環境の変化や課題を明らかにし、整備に向けての基本的な考え方、役割、整備方針を示す。

構想をうけ、施設整備、運営に関する基本方針と、その方針に沿った規模、基準等を示す。

構想、基本計画をもとに、サービス水準、指数等とともに、施設の具体化をし、実際の整備を想定した事業計画を示す。